

ヘルスケア検査サービス推進機構 会 則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ヘルスケア検査サービス推進機構（以下、「当機構」）と称する。

(目的)

第2条 当機構の目的は以下とする。

利用者の健康増進・セルフケア等を目的とし、人体から排出または採取された検体の検査を行うヘルスケア検査サービスに関し、当該サービスを提供する事業者等の連携および協調を図り、サービス品質の向上と信頼性の確保を通じて、市場の健全な発展を促進し、国民の健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(事業活動)

第3条 当機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ヘルスケア検査サービスに関する調査・研究及び情報収集
2. ヘルスケア検査サービスに関するガイドラインの策定、改定及び普及
3. ヘルスケア検査サービスの充実・向上に関する教育・研修、人材育成
4. ヘルスケア検査サービスに関する自己宣言や第三者認証等に係る制度設計及び運用（審査、監査、登録、認証マーク等の管理を含む。）
5. 関係行政機関・関連事業者その他ステークホルダーとの連携、意見交換及び政策提言・意見表明
6. 国内外の制度・先進事例に関する調査並びに国際連携、標準化活動への参画・協力
7. ヘルスケア検査サービスに関する優良事例の表彰
8. 前各号に関連する刊行物、ウェブサイトその他の媒体による情報発信及び広報
9. 前各号に附帯又は関連する事業

第2章 会員

(会員区分)

第4条 当機構の会員は、次の各号に掲げる区分とする。

1. 正会員：当機構の目的に賛同し、当機構が別に定める規定に従いヘルスケア検査サービスに関する事業を行っている法人又は団体
2. 一般会員：当機構の目的に賛同し、当機構の主催する講演会、研究会等に参加するため入会した個人、法人又は団体

3. 賛助会員：当機構の目的に賛同し、当機構の活動を経済的に支援することにより、その事業を推進するために入会した個人、団体、又は法人
 4. 特別会員：当機構に功労のあった者で理事会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の要件）

第 5 条 当機構の目的に賛同し、本会則および定款を遵守する者は、本会則の定めにより会員として入会することができる。

（入会）

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、本会所定の申込方法により事務局へ申請を行うものとする。

- 2 入会の可否は、理事会（又は理事会が委任した事務局審査）において、本会の目的に照らして決定する。
- 3 入会日は、理事会が入会を承認した日とする。

（年会費）

第 7 条 会員は、次項で定める年会費を納入しなければならない。事業年度開始日から事業年度終了日までの全期間または一部期間に在籍する会員は、当該年度の年会費を支払う義務が生じる。事務局は、請求書を発行し電子メール等にて送付し、会員は当該請求書発行日の属する月の翌月末日までに、事務局が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。この場合において、振込手数料は会員の負担とする。

2 年会費は、会員種別に応じて以下のとおりとする。

- (1) 一般会員(ベンチャー企業): 10 万円
- (2) 一般会員(ベンチャー企業以外): 20 万円
- (3) 賛助会員: 1 口 20 万円(複数口の申込みが可能)
- (4) 特別会員: 無料

3 前項(1)に定めるベンチャー企業とは、創業後経過期間が 10 年以内の事業者をいう。ただし、みなし大企業に該当する事業者を除く。

4 前項に定める「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の 2 分の 1 以上を、役職員数が 300 名以上の法人が所有している法人
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の 3 分の 2 以上を、役職員数が 300 名以上の複数の法人が共同で所有している法人

5 第 3 項の条件を原則とするが、事業規模等に鑑み、事務局にて該当区分について個別

に判断する場合がある。

6 事業年度開始日の翌日以降新たに在籍する会員の当該年度の年会費の額については、当該年度中の在籍期間に応じて別途協議の上決定する。

7 事業年度の途中に入会した会員のうち、会員申し込み手続きの申請を提出した日が1月1日以降となったものについては、第2項に基づき負担する初年度の年会費の半額を免除する。

(退会)

第8条 会員は、当機構所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

1. 法令、この定款又はその他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき
2. 総正会員の同意があったとき
3. 解散し、若しくは死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(拠出金の不返還)

第11条 会員が本会にすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員の義務)

第12条 会員は、次の各号を遵守しなければならない。

1. 定款および本会則その他本法人の規則、ガイドライン
2. 本法人の名誉および信用を損なう行為を行わないこと
3. 会費等を期日までに納入すること

(届出事項の変更)

第 13 条 会員は、名称、住所、代表者その他入会申込時の届出事項に変更が生じた場合、速やかに本法人に届け出なければならない。

第 3 章 倫理

(個人情報取扱い)

第 14 条 当機構は、会員の個人情報を、別に定める個人情報保護方針に基づき適切に管理する。

(反社会的勢力への対応)

第 15 条 当機構は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、直ちに会員資格を停止し、除名することができる。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
2. 反社会的勢力が経営を支配している、あるいは実質的に関与していると認められるとき。
3. 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
4. 自ら又は第三者を利用して、当機構又は当機構の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当機構は、会員が自ら又は第三者を利用して前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、何らの催告をすることなく、直ちに会員資格を停止し、除名することができる。

3 当機構は、本条の規定により会員の除名をした場合、当該会員に損害が生じても本法人はこれを賠償又は補償することを要せず、また、これにより当機構に損害が生じたときは、当該会員はその損害を賠償するものとする。

(禁止事項)

第 16 条 会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 法令、公序良俗、又は本会の定款・諸規程に違反する行為
2. 当機構及び他の会員の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為
3. その他、事務局が不適切と判断する行為

第 4 章 事務局

(事務局)

第 17 条 当機構の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 3 事務局業務の一部を第三者へ委託する場合は、本会が負う義務と同等の義務を委託先

に課し、その遵守について本会は必要な管理を行う。

第5章 補則

(会則の変更)

第18条 本会則は、社員総会の決議により変更することができる。

(委任)

第19条 本会則に定めのない事項については、定款および理事会の決議によるものとする。

附 則

1 本会則は、令和8年2月20日より施行する。